

## 条例に盛り込む内容の検討資料（第3回検討部会資料）

## 前文

（全体の条例内容を検討したあと、盛り込むべき内容を整理する。）

## 第一章 総則

## （目的）

この条例は、動物園等の活動に関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市、市民及び事業者の責務を定め、動物園等の生物多様性の保全活動に市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

- 1 この条例において「動物」とは、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他多細胞生物をいう。ただし、植物や菌類を除く。
- 2 この条例において「動物園水族館」とは、野生動物を飼育し、繁殖及び累代飼育を目指し、野生動物の生態及び習性を調査研究し、生息域内保全に取り組むとともに、市民に展示及び教育を通じて生物多様性の保全に関する多様な情報を提供する施設をいう。
- 3 この条例において「動物福祉」とは、〇〇〇〇（要検討）〇〇〇〇…
- 4 この条例において「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することを言い、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。
- 5 この条例において「生息域外保全」とは、主として生息域内における措置を補完するため、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。
- 6 この条例において「累代飼育」とは、動物を何世代にも渡って繁殖し、飼育することをいう。
- 7 この条例において「環境エンリッチメント」とは、飼育下における行動の選択肢を広げ、充実させることにより野生動物本来の自然な行動を発現させ、動物福祉の向上につなげる方策をいう。

## （基本理念）

動物園の活動は、動物福祉に配慮することを根幹として、生物多様性の保全に貢献することを目的に行われなければならない。

## （基本原則）

動物園等の活動は、次に掲げる事項を基本原則として行われなければならない。

- （1）生物多様性の保全の取組にあたっては、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保存されなければならない。
- （2）飼育する動物の身体的、心理的及び社会的要求を科学的に理解し、動物福祉に配慮した飼育管理を行うとともに、生涯にわたる責任をもたなければならない。
- （3）飼育する動物や野生動物を取り巻く環境について、興味や理解が深まるような展示を行うとともに、効果的な教育普及活動を実施し、市民の生物多様性についての理解

を深め、実践につながるよう努めなければならない。

- (4) 施設、設備、及び施設の衛生状態を良好に維持し、施設利用者、動物、及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように努めなければならない。

#### (市の責務)

- 1 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を認識し、動物園等を通じた生物多様性保全の取組を促進するための必要な支援を行わなければならない。
- 2 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を総合的に推進する施策を実施しなければならない。
- 3 動物園等の設置者である市は、動物園等が適正に運用されるようにしなければならない。

#### (市民の責務)

市民は、動物園等の実施事業に積極的に参加し、動物園等の取組を通じた生物多様性保全の重要性を認識し、自らの日常生活における生物多様性保全のための取組の実践に努めるものとする。

#### (事業者の責務)

事業者は、動物園等の生物多様性の保全の取組に理解を深めるとともに、動物園が実施する生物多様性の保全の取組に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 動物園水族館

#### (実施事業)

動物園等は、次のことを実施する。

- (1) 生物多様性の保全及び教育を目的とする動物の収集及び飼育
- (2) 野生動物の保全に効果のある調査研究
- (3) 動物の保全技術の確立
- (4) 生息域内における保全活動
- (5) 生物多様性の保全の重要性を伝えるための展示、情報発信、及び教育活動
- (6) 動物を慈しむ心や他者との関係性について想像力を育む教育活動
- (7) その他、前各号の事業に付帯すること

#### (動物福祉への配慮)

- 1 動物園等は、動物の身体的、心理的及び社会的要求に適した環境を提供するため、動物福祉に関する規程を定め、適切に実施されているか評価し、必要に応じて改善を行う。
- 2 前号の規程には、次の項目を定めるものとする。
  - (1) 栄養管理に関する事項
  - (2) 飼育及び展示する施設及び環境に関する事項
  - (3) 動物の移送に関する事項
  - (4) 獣医療に関する事項
  - (5) 環境エンリッチメントに関する事項
  - (6) トレーニング（訓練）に関する事項
- 3 次のことを禁止する。

- (1) 遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖
- (2) 幼齢時に社会化が必要な動物について一定期間親子等を共に飼養せず、不必要に早期に親子を分離すること
- (3) 動物福祉を過度に低下する訓練
- (4) 動物の生態を誤って伝えることになる動物の擬人化を行うこと

(危機管理体制の整備)

- 1 動物園等は、施設利用者及びその他関係者の安全に配慮し、日頃から事故等の発生の防止に努めるとともに、災害、動物の逸走及び感染症等の事故防止に関わる計画及び危機管理体制を整備する。
- 2 動物園等は、事故等の緊急事態の発生に備え事故対策に関わる計画を整備し、これに基づき訓練、計画の検証、及び計画の見直しを定期的実施する。

(施設の整備等)

動物園等は、生物多様性の保全に資する施設の整備を図るとともに、施設利用者、動物、及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように施設、設備、及び施設の衛生状態を適正に維持管理する。

(国内外の動物園等関係機関との連携)

動物園等は、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に向け効果的に事業を展開するために、国内外の政府、自治体、大学等研究機関、及び動物園等関係機関との連携を図られるよう努めるものとする。

(情報共有等)

- 1 動物園等は、動物園の活動に関わる情報が広く市民、事業者に周知されるよう情報の発信に努めるものとする。
- 2 動物園等は、第2章に掲げる活動を記録し、これを保存するとともに、公衆に対し毎年度これを公表するものとする。

(人材の確保及び人材の育成)

- 1 動物園等は、動物園学、生態学、栄養学、獣医学、保全遺伝学等の専門性の高い人材の確保に努めるものとする。
- 2 動物園等は、前項の専門性に対する資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

### 第三章 円山動物園

(運営方針等)

(実施事業)

(動物福祉向上のための取組)

(職員)

(人材育成)